

議第124号

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項を削る。

第25条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第26条の見出しおよび同条第2項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第27条第1号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第2号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第29条第1項中「第54条第2項から第4項まで」を「第54条第2項および第3項」に改め、同条第2項中「および第54条第2項から第4項まで」を「ならびに第54条第2項および第3項」に改め、同条第3項中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年6月6日までの間において規則で定める日から施行する。